

(2) 生物の多様性の確保

施策の目標		希少な野生動植物を保護し、地域の生態系の多様性を確保するなど、生物の多様性の確保を図るための目標を次のとおりとします。 ◆野生動植物の生息・生育環境を保護、保全し、生物の多様性を確保します。		
数 値 目 標	目標項目	三重県指定希少野生動植物種の保全率		
	目 標 値	基本計画の目標 (平成22(2010)年度)	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)
		100 %	100 %	—
<p>【数値目標の説明】</p> <p>三重県自然環境保全条例に基づき指定された県指定希少野生動植物種のうち、生息、生育が確保されている種の割合です。</p> <p>県指定希少野生動植物種保全率＝(指定種数－野生絶滅種数)／指定種数×100</p> <p>※ 県指定希少野生動植物種は、平成16(2004)年度以降に、逐次指定を進めていきます。</p>				

ア 貴重・希少な野生動植物の保護

- ◆ 三重県版レッドデータブックの作成【環境森林部、教育委員会】
県内の野生動植物に関する調査を進め、希少な野生動植物の生息・生育状況に関する三重県版レッドデータブックを平成17年度に作成します。
- ◆ 野生動植物の保護意識の普及・啓発【環境森林部】
県内の希少な野生動植物の生息・生育状況などの野生動植物に関する情報を県民へ提供することにより、野生動植物の保護意識の普及、啓発を行います。
- ◆ 県指定希少野生動植物種の指定・保護【環境森林部】
特に保護の必要がある野生動植物種については、「三重県自然環境保全条例」に基づく県指定希少野生動植物種として指定します。
- ◆ 県指定希少野生動植物種の調査と保護対策の推進【環境森林部】
県指定希少野生動植物種の生息・生育状況等の調査を行うとともに、必要に応じ、関係機関や地域住民等と連携した保護対策を進めます。
- ◆ 天然記念物の指定・保護【教育委員会】
学術上価値の高い動植物やその生息・生育地を、国あるいは県の天然記念物として指定して保護します。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	三重県指定希少野生動植物種数		【目標の説明】 三重県自然環境保全条例に基づく「三重県指定希少野生動植物種」の指定種数
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	30 種	-	

イ 地域の生態系の保全

希少野生動植物監視地区の指定【環境森林部】

県指定希少野生動植物種の生息・生育状況を勘案して、保護のため重要な生息・生育地について、関係者と十分調整を図った上で、希少野生動植物監視地区として指定し、生息・生育地の保全を図ります。

鳥獣保護区等の設定【環境森林部】

鳥獣の生息環境を保全するため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣保護区及び鉛製散弾禁止区域等の設定や狩猟の適正化を促進します。

有害鳥獣に係る対策の普及啓発【環境森林部】

農林水産業等に被害を及ぼすなど人間との軋轢を生じている鳥獣の対策については、その鳥獣の生態に応じた対応策を関係機関と連携して普及啓発します。

移入種対策の推進【環境森林部】

地域の生態系に著しく支障をおよぼすおそれのある移入種の放逐等の禁止について、県民に対する啓発活動などを行い、その増殖の防止などを進めます。

移入種抑制活動の支援【環境森林部】

ブラックバス等の移入種の抑制活動を通じた県民への普及啓発を図るため、地域の住民団体等が県民参加で実施する抑制活動を支援します。

動物の保護管理【健康福祉部】

「動物の愛護及び管理に関する法律」、「三重県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、危険な動物による県民への危害発生防止の指導などを行うとともに、動物愛護精神の高揚と適正な飼養に関する普及啓発を実施します。

開発行為における自然環境への配慮の確保【環境森林部】

1ヘクタールを越える自然地の開発行為の届出制度を適正に運用することにより、希少野生動植物種の保護や地域の特性に配慮した緑化など、開発行為における自然環境への配慮を確保します。

地域特性に配慮した緑化の促進【環境森林部】(再掲)

緑化推進に取り組む団体等と連携し、県民参加の森林づくりなどの緑化活動を促進するとともに、地域特性に配慮した緑化に関する普及啓発を進めます。

開発行為等の指導【県土整備部】

宅地開発等に対しては、都市計画法等に基づき、都市の健全な発展に資するため秩序あ

る整備と乱開発の防止に努め、生活環境の適正化を図っていきます。

ため池整備における移入種の流出防止及び駆除【農水商工部】

ため池等の整備工事において、着手時の落水に際し、移入種の下流流出を防ぐとともに駆除を行います。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	野生動植物保護地区等か所数		【目標の説明】 自然環境保全地域、希少野生動植物監視地区、鳥獣保護区、鉛製散弾規制区域の合計か所数
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成15(2003)年度)	
	107 か所	104 か所	